

# 山梨大学総合情報処理センター長等選考規程

制定 平成14年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学総合情報処理センターのセンター長及び副センター長(以下「センター長等」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考委員会の設置及びセンター長等の選考)

第2条 センター長等の人事に関する事項について審議するため、山梨大学に山梨大学総合情報処理センター長等選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 センター長等の選考は、選考委員会の推薦する候補者について、評議会の議を経て学長が行う。

(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各学部長

(2) 各学部から選出された教授各2人

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(選考委員会の会議)

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

3 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 選考委員会の審議は、出席委員の過半数の賛成をもって決定する。

(センター長等候補者推薦の時期)

第6条 選考委員会は、次の各号の一に該当する場合にセンター長等候補者の推薦を行う。

(1) センター長等の任期が満了するとき

(2) センター長等が辞任を申し出たとき

(3) センター長等が欠員になったとき

2 前項の推薦は、同項第1号に該当する場合は、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、総務部情報化推進室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命されるセンター長等の選考については、第2条第2項中「選考委員会の推薦する候補者」とあるのは、センター長については「工学部長の推薦する候補者」、副センター長については「医学部長の推薦する候補者」と読み替えるものとする。

3 この規程施行後、最初に委嘱される、第3条第1項第2号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。